

## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する修正案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条 第二十四条」に、「第二十三条 第二十五条」を「第二十五条 第二十七条」に改める。

第三条の改正規定を次のように改める。

第三条中「のうち次の各号に掲げるもの」を「（当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額が二千万円以下であるものに限る。）」に改め、「世帯主に対し、」の下に「当該世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費その他」を加え、「として政令で定めるもの」及び「当該各号に定める額を超えない額の」を削り、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 支援金の額は、一世帯当たり、五百万円を超えない範囲内で被災世帯の受けた被害の程度及び被災世帯に属する者の数に応じて政令で定める額とする。

第四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五条を次のように改める。

## (支給の制限)

第五条 支援金は、当該世帯がその属する者の故意又は重大な過失により被災世帯となった場合には、支給しない。

第二十四条を改め、同条を第二十五条とする改正規定中「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

第二十三条を第二十六条とし、第二十二条を第二十五条とし、第五章中第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

## (不正利得の徴収)

第二十一条 偽りその他不正の行為により支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県は、その者から、支給した支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

## (受給権の保護)

第二十二條 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

附則第三條中『同條第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同條第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律』を『同條第二項中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）』に改める。

附則に次の一条を加える。

（検討）

第六條 被災者生活再建支援金の支給制度については、この法律の施行後二年を目途として、新法の施行の状況を勘案して総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。



この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平均して年約四十二億円の見込みである。